

第4次藤岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画

ふじおか市民共生プラン

2024（令和6）年度～2028（令和10）年度

概要版

住みやすく 支え合いを実感できるまちづくり

住みやすい環境で、地域の人がお互いに支え合い
だれもが生涯輝いて暮らせる地域を目指します。

令和6年3月

藤岡市

社会福祉法人 藤岡市社会福祉協議会

■計画策定の背景

近年、少子高齢化、核家族化の進行に感染症による活動制限も加わり、家庭や地域でお互いに支え合う機能が弱まっております。また、人々の価値観やライフスタイルが多様化し、交流や支え合いの希薄化が見られるなど、地域福祉を取り巻く状況は絶えず変化しています。

現在では、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などの各分野における公的サービスは充実していますが、複雑化・複合化した課題が顕在化し、分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超え、地域住民や地域住民組織・団体、社会福祉事業者、行政などが連携して解決する「地域共生社会」の仕組みづくりが必要となります。

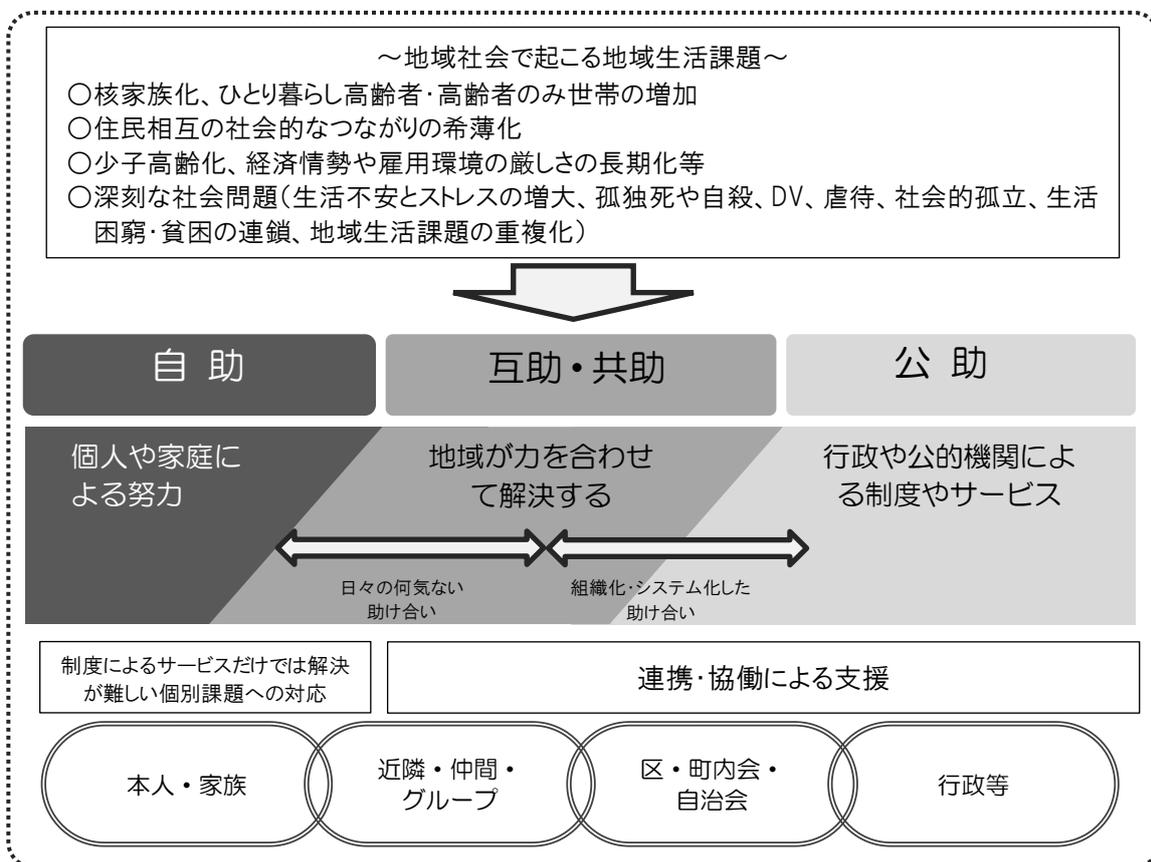
■地域福祉とは

住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、公的サービス（公助）だけではなく、地域の課題を、地域で把握し、地域で主体的に解決を図ることを基本に、個人や家族（自助）、地域や関係団体（互助・共助）と連携し、地域での人と人の支え合いにより地域住民の協力関係を再構築する仕組みをつくっていくことで、地域の生活課題を解決し、すべての住民が安心した生活を送ることができる社会を実現するものです。

■「自助」「互助・共助」「公助」の考え方

地域福祉を推進するためには、様々な地域生活課題について個人や家族の努力（自助）、住民同士の相互扶助（互助・共助）、行政や公的な機関による制度やサービス（公助）の連携により、お互いの力を合わせる関係を築くことが重要です。

- 自助：自分や家族でできることは自分自身で行うこと
- 互助・共助：自分自身や家族だけでは解決できない課題や困難に直面した時には、地域で住民同士が支え合い・助け合うこと
- 公助：地域でも解決できないような課題に対して、専門家や行政等が提供する公的な支援等で解決すること



■計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づいた「市町村地域福祉計画」として位置づけられています。市の地域福祉のあり方や推進に向けての基本的な方向性を定めるもので、本計画において地域福祉の「理念」と「仕組み」を定めます。

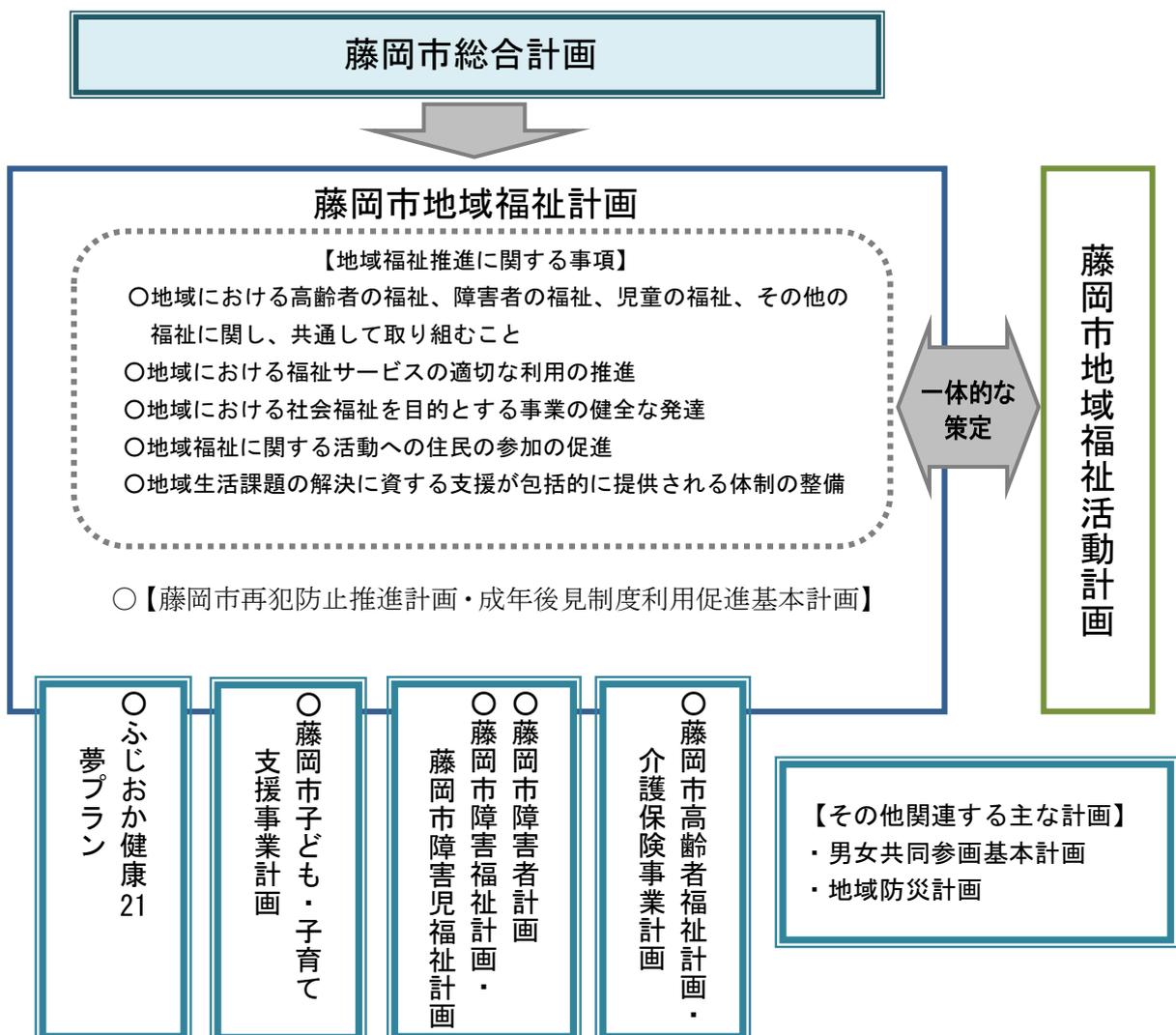
地域福祉活動計画は、地域福祉計画と一体的に策定することが求められ、社会福祉協議会を中心に地域住民及び福祉・保健等の関係団体や事業者が、地域福祉の推進に関わるための具体的な活動の行動計画です。

地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定し、「自助」「互助・共助」「公助」の連携体制の充実を目指し、地域において互いに影響し合い「我が事」の意識を醸成し、地域生活課題に対して暮らしと仕事を「丸ごと」支え、地域の持つ力と公的な支援体制が協働できる体制づくりである「地域共生社会」の実現を進めていきます。

また、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく再犯防止推進計画、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づく成年後見制度利用促進基本計画を包含し一体的に策定することで、犯罪予防や社会復帰、成年後見人による権利擁護の普及・利用促進等の地域福祉の向上を図ります。

■他計画との関係性

本計画は、藤岡市総合計画を最上位計画とし、福祉施策における各種計画の上位計画として、各種計画を横断的に連携しながら、住民の地域福祉の向上を図るための事項を具体化しました。



■計画の体系

市民のだれもが住み慣れた地域で安心して、自立した生活を送り続けるためには、地域住民をはじめ、ボランティア、地域関係組織、市、社会福祉協議会等が協働して市民の地域生活課題を解決するための地域福祉を推進することが必要です。

各種調査から出された課題をもとに「自助」「互助・共助」「公助」の観点から3つの基本目標を掲げ、さらに施策の方向性及び取り組みを定めています。

【基本理念】

住みやすく 支え合いを実感できるまちづくり

【基本目標】

基本目標1
みんなが活躍
できる地域づくり

基本目標2
みんなで支え合う
地域づくり

基本目標3
みんなを守る
地域づくり

【施策の方向性】

1. 地域福祉を担う人づくり

2. お互いさまで支え合う意識づくり

1. ふれあいや交流による
情報共有の関係づくり

2. 地域で丸ごと受け止める
仕組みづくり

1. 市民の尊厳を守る体制づくり

2. 安全・安心に暮らせるまちづくり

【取り組み】

1. 福祉人材の発掘・育成

2. 住民活動の推進

1. 福祉意識の醸成

2. 福祉教育・学習の推進

3. 福祉情報提供の充実

1. 市民相互の見守り体制の充実

2. 交流機会の拡充

1. 総合的な相談支援体制

2. 地域連携体制の強化

1. 権利擁護の普及と啓発

2. 一人ひとりの人権の尊重

3. 福祉サービスの充実

1. 防災・防犯、交通安全など安
心して暮らせる環境の推進

2. 住環境整備の促進

3. 外出支援の体制整備

■施策の展開

基本目標1 みんなが活躍できる地域づくり

地域福祉推進のために、住民一人ひとりが地域で支え合うことのできる地域づくりを進めます。

個人・地域が
できること



- 住民一人ひとりが地域福祉活動の担い手であることを認識します。
- 地域のために活動する団体と地域住民が交流する機会を設けるように努めます。
- 市（行政）や社会福祉協議会が発行・発信する福祉情報に興味を持ち、目を通します。

社会福祉協議会
の取組



- ボランティア養成講座の開催
- ボランティア活動のコーディネート
- 「社協だより」「SNS」の有効活用
- 各種募金活動などの推進

行政の
取組



- 多様な福祉人材の育成
- 各地区における支え合い活動の充実
- 支え合う福祉意識の醸成
- だれにとってもわかりやすい情報の提供

基本目標2 みんなで支え合う地域づくり

市民相互の見守り体制を構築するとともに、総合的な相談支援体制の強化を図ります。

個人・地域が
できること



- 地域で見守る体制づくりに努めます。
- 地域の文化や歴史を後世へ継承し、藤岡市の伝統を守ります。
- 悩みや不安を一人で抱え込まず、関係機関へ話します。
- 地域生活課題について話し合い、市（行政）や社会福祉協議会に提案します。

社会福祉協議会
の取組



- 重層的な見守り活動への支援
- コミュニティソーシャルワーカーの活動強化
- 交流活動への支援強化
- 身近な相談体制の充実

行政の
取組



- 地域生活課題及びニーズの把握促進
- 交流機会の充実
- 相談支援体制の強化
- 地域の連携体制の強化

基本目標3 みんなを守る地域づくり

市民一人ひとりが安心して暮らせるようなまちづくりを行います。

個人・地域が
できること



- 権利擁護や人権などについての理解や知識を深めます。
- 地域内において、支え合い、助けあいの活動を心掛けます。
- 支援が必要な人を見つけた場合は、相談機関に情報をつなげます。
- 日頃から防災・防犯、交通安全に対する意識を高めます。

社会福祉協議会
の取組



- 日常生活自立支援事業の推進
- 成年後見制度の推進
- 生活困窮者の自立支援
- 災害時におけるボランティア体制の充実

行政の
取組



- 権利擁護の普及啓発
- 子育て・高齢者・障害者・健康づくりなど各施策の充実・推進
- 生活困窮者の自立支援
- 犯罪を予防する体制の推進

第4次藤岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画

ふじおか市民共生プラン

概 要 版

発行・編集：藤岡市福祉部福祉課

TEL 0274-22-1211 内線 2270

FAX 0274-22-5592

E-mail hukushi3@city.fujioka.gunma.jp

社会福祉法人 藤岡市社会福祉協議会

TEL 0274-22-5647

FAX 0274-22-6036

E-Mail fuji-shakyo@poppy.ocn.ne.jp